

告 示

埼玉県告示第九百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ新所沢店

埼玉県所沢市花園三丁目二千三百六十五番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）さいたまコープ ポレール新所沢

埼玉県所沢市花園三丁目二千三百六十五番一外

（変更後）コープ新所沢店

埼玉県所沢市花園三丁目二千三百六十五番一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）生活協同組合さいたまコープ 理事長 石川祐司

埼玉県さいたま市南区根岸一―五―五

株式会社サンドラッグ 代表取締役社長 才津達郎

東京都府中市若松町一―三十八―一

（変更後）生活協同組合コープみらい 代表理事 専務理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一―五―五

株式会社サンドラッグ 代表取締役社長 赤尾主哉

東京都府中市若松町一―三十八―一

ハ 変更年月日

平成二十九年六月八日外

ニ 届出年月日

平成二十九年七月十九日

二 縦覧期間

平成二十九年八月二十五日から平成二十九年十二月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年八月二十五日から平成二十九年十二月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課